

国立市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8(2026)年5月12日

国 立 市

目 次

はじめに-----	1
第1部 基本的な考え方-----	2
第1章 計画の基本的な考え方-----	2
第2章 対策の目的等-----	4
第1節 対策の目的-----	4
第2節 対策実施上の留意点-----	6
第3節 対策推進のための役割分担-----	9
第3章 発生段階等の考え方-----	12
第4章 対策項目-----	14
第2部 各対策項目の考え方及び取組-----	18
第1章 実施体制-----	18
第1節 準備期-----	18
第2節 初動期-----	20
第3節 対応期-----	22
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション-----	24
第1節 準備期-----	24
第2節 初動期-----	29
第3節 対応期-----	31
第3章 まん延防止-----	35
第1節 準備期-----	35
第2節 初動期-----	36
第3節 対応期-----	37
第4章 ワクチン-----	39
第1節 準備期-----	39
第2節 初動期-----	41
第3節 対応期-----	42
第5章 保健-----	45
第1節 準備期-----	45
第2節 初動期-----	46
第3節 対応期-----	47
第6章 物資-----	48
第1節 準備期～初動期-----	48
第2節 対応期-----	49
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保-----	50
第1節 準備期-----	50
第2節 初動期-----	52
第3節 対応期-----	54
第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制-----	58
第1章 市の危機管理体制-----	58
第2章 市政機能の維持-----	62
用語集-----	65

はじめに

【国立市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID－19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、国立市（以下「市」という。）は、国・東京都（以下「都」という。）・近隣区市町村等と連携し、感染防止対策と社会経済活動の継続に取り組むとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の国立市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な体制の構築を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

市は、平成21（2009）年の新型インフルエンザ（A／H1N1）流行により国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成21（2009）年5月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

平成25（2013）年4月に特措法が施行されたことに伴い、国は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成し、都は、平成25（2013）年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）を策定した。市は、これまでの行動計画を廃止し、平成27（2015）年4月に、これらの政府行動計画及び都行動計画に整合性を確保した本行動計画を策定した。

今般、令和6（2024）年7月に政府行動計画及び令和7（2025）年5月に都行動計画が抜本改定となったことを受け、市においても、本行動計画の抜本改定を行うものである。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や都での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、本行動計画の改定を検討する。

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

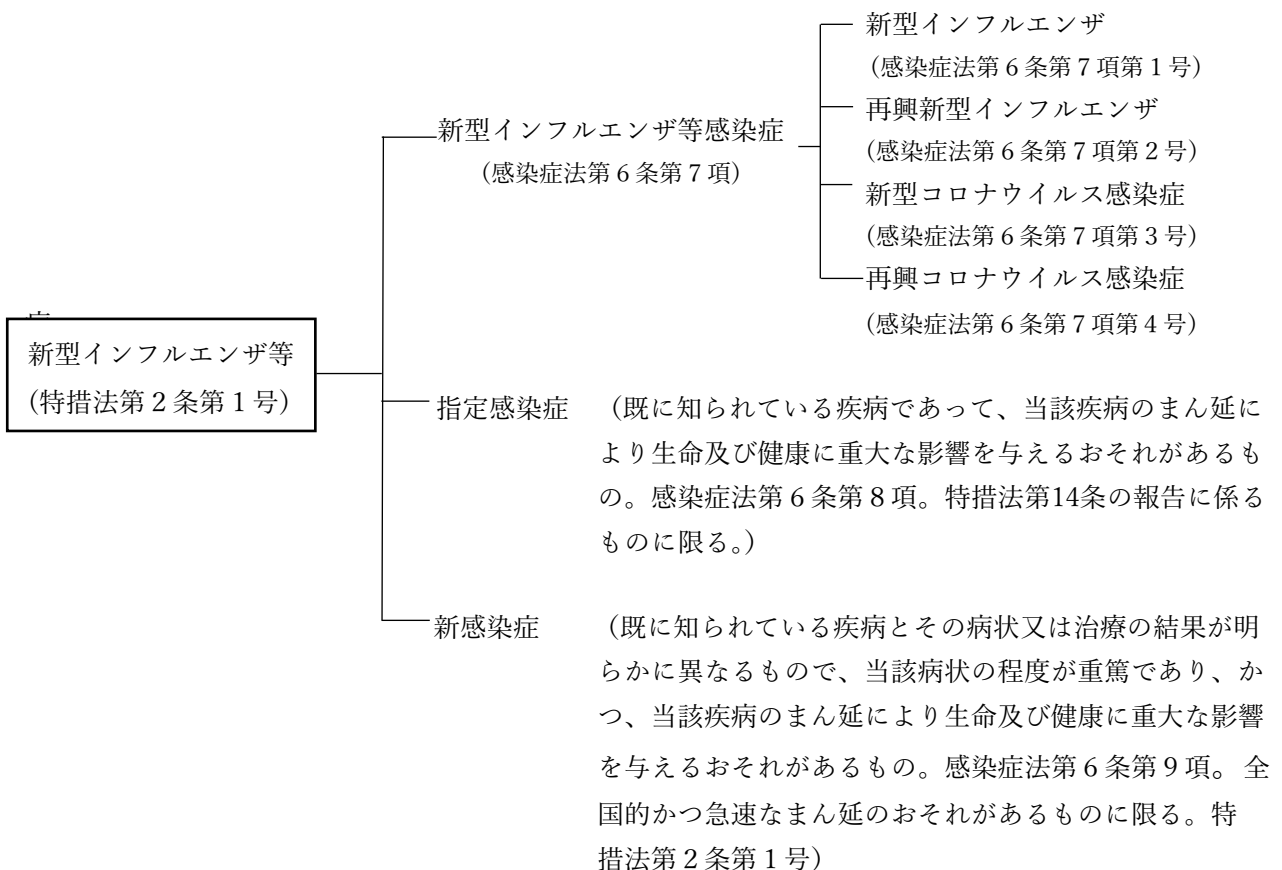
1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の区域を対象とする計画であり、政府行動計画及び都行動計画を上位計画として定めるものである。

2 対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び都行動計画と同じく、以下のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
- ② 指定感染症（既に知られている疾病であって、当該疾病のまん延により生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。感染症法第6条第8項。特措法第14条の報告に係るものに限る。）
- ③ 新感染症（既に知られている疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。感染症法第6条第9項。全国かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。特措法第2条第1号）



3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、都や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 市の周辺地域を含めた地理的な関係、経済活動、交通網、社会状況、医療提供体制の状況等を考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていく。

5 計画の改定

国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や都での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、本行動計画の改定を検討する。

第2章 対策の目的等

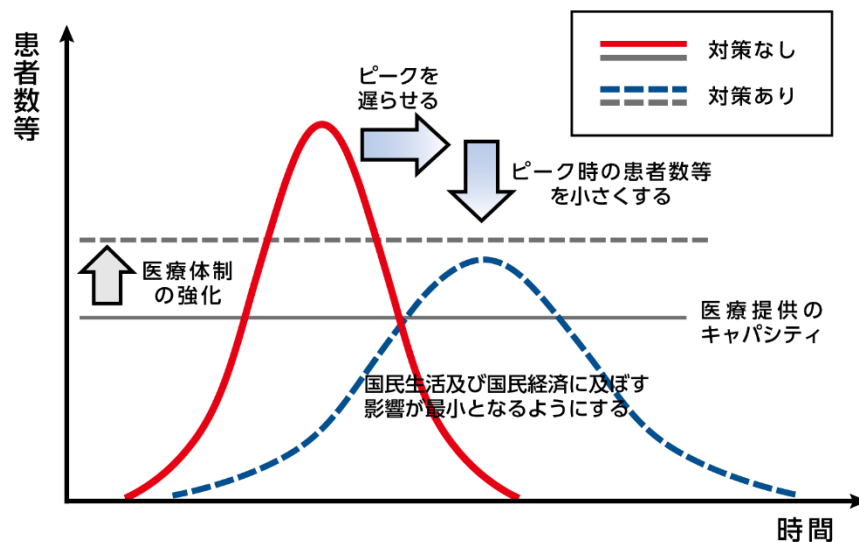
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、都が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める

第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、本行動計画に基づき、国、都、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（４）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）DXの推進や人材育成等

新型インフルエンザ等の関係機関の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と都及び市との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。なお、DXの推進に当たっては、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

2 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子供を含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じること考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

特措法第15条に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）及び国立市健康危機管理対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつ

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第2節 対策実施上の留意点

つ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要があると認めるときは、都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者施設やしょうがいしゃ施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設やしょうがいしゃ施設等の社会福祉施設等において必要となる対策等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、都と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、市が一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

4 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。市は、都とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図る。

5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

6 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

9 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

（1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、国、都、近隣区市町村との連携体制の構築、地域における医療提供体制の整備、市民に対する啓発、市・企業による業務継続計画等の策定、感染症対策に必要な物資の備蓄、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国及び都等から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の情報を得るとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期(B,C-1, C-2,D)

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

第1部 基本的な考え方

第3章 発生段階等の考え方

発生段階及び各段階の概要

段階	区分	区分の説明	概略
準備期	—	発生前の段階	国、都、近隣区市町村との連携体制の構築、地域における医療提供体制の整備、市民に対する啓発、市・企業による業務継続計画等の策定、感染症対策に必要な物資の備蓄、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初期	A	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国及び都等から感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の情報を得るとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により、感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて 対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の異変により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下の①から⑦までの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、近隣区市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、市は都と連携して、都が国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を速やかに取り入れる。まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、円滑な流通が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に感染対策物資の不足が懸念される場合等には、必要に応じて都とともに感染対策物資等の生産要請等を行うよう国に働きかけるな

ど、医療機関等で必要な感染対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、国や都と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が講ずる支援策等を踏まえ、地域の実情等にも留意しながら、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 行動計画の作成・見直し

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え本行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

なお、本行動計画を策定、変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（行政管理部、健康福祉部、各部）

1-2 実践的な訓練の実施

① 市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、都と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（行政管理部、健康福祉部、各部）

② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等の養成等を行う。（行政管理部、健康福祉部、各部）

1-3 体制整備・強化

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務継続ため、業務継続計画を作成・変更する。（行政管理部、健康福祉部）

② 市は、平時から都と連携し、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分りやすく情報提供・共有を行う。（政策経営部、健康福祉部）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例及び規則等で定める。(行政管理部、健康福祉部)
- ④ 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。(行政管理部、健康福祉部)
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。(行政管理部、健康福祉部)

1-4 関係機関との連携

- ① 市は、国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(行政管理部、健康福祉部)
- ② 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。(行政管理部、健康福祉部)
- ③ 市は、第3節（対応期）3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、都と事前に調整し、着実な準備を進める。(行政管理部、健康福祉部)

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて国立市新型インフルエンザ庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

2-1-1 都からの情報収集

市は、都から新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、行政管理部と健康福祉部との相互で情報共有し、必要に応じて市長に報告する。（行政管理部、健康福祉部）

2-1-2 庁内連絡会の開催

市は、必要に応じて速やかに庁内連絡会を開催し、情報の収集・共有を行うとともに、新型インフルエンザ等の都内発生を見据え、市の初動対応について検討を行う。（行政管理部、健康福祉部）

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨の情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、行政管理部と健康福祉部との相互で情報共有する。（行政管理部、健康福祉部）
- ② 市は、政府対策本部及び都対策本部を設置することについての情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、行政管理部と健康福祉部との相互で情報共有する。また、直ちに市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（行政管理部、健康福祉部）
- ③ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3 体制整備・強化を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（行政管理部、健康福祉部）
- ④ 市は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、国の方針を踏まえ、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3 市対策本部の設置・開催等

市は、特措法に基づき、政府対策本部及び都対策本部が設置された場合には、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

なお、市対策本部については、第3部第1章（市の危機管理体制）の記載内容を参照する。

2-3-1 市対策本部設置等の情報提供

- ① 市は、事態及び市対策本部設置等について、記者会見、記者クラブへの資料配布、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。（政策経営部、行政管理部、健康福祉部）
- ② 市は、市の対応について都、特措法に基づく指定地方公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。（行政管理部、健康福祉部）

2-3-2 市対策本部設置に当たっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 市は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。（行政管理部、健康福祉部、各部）
- ② 市の各部は、業務継続計画に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。（行政管理部、健康福祉部、各部）
- ③ 市の各部は、市対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。（各部）

2-4 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（政策経営部、健康福祉部、各部）

2-5 総合調整

市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、都が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。（行政管理部、健康福祉部）

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

府県対策本部及び都府県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、都と連携し、市内の感染状況について、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(行政管理部、健康福祉部、各部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(行政管理部、各部)

3-1-2 総合調整

市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、都が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

3-1-3 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(行政管理部、健康福祉部)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。(行政管理部、健康福祉部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

3-1-4 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(政策経営部、各部)

3-2 緊急事態宣言の手続

直ちに市町村対策本部を設置する。市は、市区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(行政管理部、健康福祉部)

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。(行政管理部、健康福祉部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、都や他区市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

① 市は、平時から国や都と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語やしょうがいしゃに配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、健康福祉部、子ども家庭部、教育部等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子供に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、教育部、各部）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

- ② 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。（政策経営部、健康福祉部、各部）

[情報提供・共有の形態及び方法]

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者会見・ブリーフィング
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS（文字ベースのもの）
	SNS（動画ベースのもの）
B メディア等を通じた 広告、提供・共有	新聞等広告
	インターネット広告
	電子看板、街頭ビジョン
	テレビ CM
	ラジオ CM
	回覧板、掲示板、タウン誌その他の地域独自の媒体 （*）
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有（*）
	公共交通機関の車内放送・駅・空港等でのアナウンス
	防災行政無線（*）

（注）（*）印については、国が情報提供・共有した内容を参考に、地方公共団体において活用することが想定されるもの。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

[リスク情報の伝え方]

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。

b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。

c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する。これらの取組等を通じ、国、都及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（政策経営部、健康福祉部、各部）

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

① 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。（政策経営部、健康福祉部）

② 市は、感染症（例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法）に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（政策経営部、健康福祉部）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、教育部、各部）
- ② 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。（行政管理部、健康福祉部）
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、都や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。（行政管理部、健康福祉部）
- ④ 市は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、都と連携して感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（政策経営部、健康福祉部）

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。（政策経営部、健康福祉部）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

[広聴の形態及び方法]

形態	方法
A ツール等を通じた意見や関心の聴取	ホームページへの意見
	ホームページのアクセス分析
	ソーシャルリスニング（SNS等での発信状況の収集・分析）
	コールセンターへの質問・意見（*）
	世論調査（ネット、郵便等による選択肢への回答方式）
	世論調査（対面形式でオープンクエスチョン）
	パブリックコメント
B イベントを通じた意見や関心の聴取	公聴会
	シンポジウム
	車座対話
	ワークショップ
C 間接的な意見や関心の聴取	地方公共団体をはじめとする各種団体からの要望や情報提供・共有等

（注）（*）コールセンターでの応答の基となるQ & Aは、ホームページで公表するなど、利用者の利便性に資するよう運用する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。（行政管理部、健康福祉部）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。（政策経営部）
- ② 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、教育部、各部）
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する都の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、都の求めに対し必要な情報を提供する。また、市は、当該協力に必要があると認めるときは、都に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を求める。（健康福祉部）
- ④ 市は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、都と連携して感染対策に必要な

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第2節 初動期

な情報提供・共有を行う。(政策経営部、健康福祉部)

- ⑤ 市は、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。(政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、教育部、各部)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(政策経営部、健康福祉部)
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(政策経営部、健康福祉部)

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について市民及び事業者を理解を求める。また、その状況を踏まえつつ、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(政策経営部、健康福祉部、各部)
- ② 市は、感染症（例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法）に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(政策経営部、健康福祉部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。(政策経営部、健康福祉部)
- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部署等の情報について、必要に応じて、集約の上、総覧できる市ホームページを運営する。(政策経営部、健康福祉部、各部)
- ③ 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、教育部、

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

各部)

- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(行政管理部、健康福祉部)
- ⑤ 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民や報道機関等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。(政策経営部、健康福祉部、各部)
- ⑥ 市は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(政策経営部、健康福祉部)

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(政策経営部、健康福祉部)
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(政策経営部、健康福祉部)

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、市民及び事業者理解を求めるとともに、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(政策経営部、健康福祉部、各部)
- ② 市は、感染症(例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法)に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(政策経営部、健康福祉部)

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

じて、以下のとおり対応する。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

① 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。（行政管理部、健康福祉部）

② 感染に対する市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、都が都民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、市は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（行政管理部、健康福祉部）

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（行政管理部、健康福祉部）

3-2-2-2 子供や若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。（行政管理部、健康福祉部）

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3節 対応期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。（行政管理部、健康福祉部）

第3章まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（政策経営部、健康福祉部）

② 市は、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（行政管理部、健康福祉部、各部）

③ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。（行政管理部、健康福祉部、生活環境部）

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、国から要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(行政管理部、健康福祉部、各部)
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑われる場合は、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、周知する。(行政管理部、健康福祉部)

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する勧奨等

3-1-1 基本的な感染対策に係る勧奨等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（各部）

3-1-2 外出等に係る要請等

市は、都が地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に必要な協力を行う。また、市は、まん延防止等重点措置として、都が行う、重点区域において営業時間を変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請に必要な協力を行う。（政策経営部、健康福祉部）

3-2 事業者や学校等に対する措置等

3-2-1 営業時間の変更や休業要請等

市は、都が必要に応じて行うまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請に必要な協力を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請に必要な協力を行う。（生活環境部、教育部、各部）

3-2-2 市立学校

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 まん延防止

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の発生時には、学校医や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

- ① 新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。(健康福祉部、教育部)
- ② 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。(健康福祉部、教育部)
- ③ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、市内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。(健康福祉部、教育部)

3-2-3 社会福祉施設等

市は、各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。(健康福祉部、子ども家庭部)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの供給体制

1-1-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、都が国の要請を受けて、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、区市町村、東京都医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議をするに当たり、体制の構築に協力する。（健康福祉部）

1-1-2 登録事業者の登録に係る周知

市は、都とともに、特定接種について、国が事業者に対して登録作業の周知を行うに当たり、必要な協力をする。（健康福祉部）

1-1-3 登録事業者の登録

市は、都とともに、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力を行う。

1-2 接種体制の構築

1-2-1 接種体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。（健康福祉部）
- ② 市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康福祉部）

1-2-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第1節 準備期

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康福祉部）

1-2-3 住民接種

平時から以下の(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（健康福祉部）

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（健康福祉部）

(ウ) 速やかに接種できるよう、国立市医師会等の医療関係者や公共施設の管理者・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康福祉部）

1-3 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。（政策経営部、健康福祉部）

1-4 DXの推進

市は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげる。（健康福祉部）

第2節 初動期

【目的】

市は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の準備

市は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。（健康福祉部）

2-1-2 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康福祉部）

2-1-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、国や都と連携し、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。（健康福祉部）

第3節 対応期

【目的】

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康福祉部)

3-1-1 特定接種

3-1-1-1 市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを国が決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(行政管理部、健康福祉部)

3-1-2 住民接種

3-1-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、国が決定した接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、順位を決定する。(健康福祉部)

3-1-2-2 予防接種の準備

市は、国や都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の接種体制の準備を行う。(健康福祉部)

3-1-2-3 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉部)
- ② 市は、円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合は、関係団体と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。(健康福祉部)

3-1-2-4 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

3-1-2-5 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、しょうがいしゃ施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部署等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉部)

3-1-2-6 接種記録の管理

市は、国、都及び他の区市町村と連携して、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉部)

3-2 副反応疑い報告等

3-2-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国が収集したワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報をもとに市民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-2-2 健康被害に対する速やかな救済

市は、国及び都と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を行う。

3-3 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第5章 ワクチン

第1節 対応期

住民への周知・共有を行う。(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

【目的】

感染症有事には、地域における情報収集・分析を行い、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策を実施する。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国や都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置をはじめとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を住民に情報提供・共有するための体制構築を図る。(政策経営部、健康福祉部)
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。(政策経営部、健康福祉部)
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(政策経営部、健康福祉部)
- ④ 市は、都と連携し、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(健康福祉部、子ども家庭部、各部)

第2節 初動期

【目的】

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。住民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 住民への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(政策経営部、健康福祉部)

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、都が定める予防計画並びに保健所及び東京都健康安全研究センター等が定める健康危機対処計画や都が整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び東京都健康安全研究センター等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすことについて、市は、これに協力し、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する。(健康福祉部)

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、都が実施する健康観察に協力する。(健康福祉部)
- ② 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(健康福祉部)

3-2-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。(政策経営部、健康福祉部)
- ② 市は、都と連携し、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに 応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(政策経営部、健康福祉部、子ども家庭部、各部)

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

【目的】

感染症対策物資等は、有事に、感染症対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、本行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（行政管理部、健康福祉部）

- ② 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。（行政管理部、健康福祉部）
- ③ 都及び市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関（消防本部、消防署及び消防団）に要請するとともに、必要な支援を行う。（行政管理部）

第2節 対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、感染症対策等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、都と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（行政管理部、健康福祉部）

2-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、都と連携して、近隣の区市町村や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。（行政管理部、健康福祉部）

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（行政管理部、健康福祉部、各部）

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（政策経営部、各部）

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

市は、登録事業者等が、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行うよう周知する。（各部）

1-4 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、本行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期～初動期）1-1 感染症対策物資等の備蓄で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(行政管理部、健康福祉部)

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(行政管理部、健康福祉部)

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、しょうがいしゃ等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(健康福祉部)

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等の市内の火葬体制を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。(行政管理部、健康福祉部)

1-7 その他必要な体制の整備

市は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。(生活環境部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市生活及び市民経済の安定の確保

第2節 初動期

第2節 初動期

【目的】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。(生活環境部)
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。(生活環境部)

2-2 市民生活への配慮

- ① 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。
(行政管理部、各部)
- ② 市は、市の施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。(各部)
- ③ 市は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、必要な対応を準備する。(各部)
- ④ 市は、高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備をする。(健康福祉部、生活環境部)

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(政策経営部、生活環境部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市生活及び市民経済の安定の確保

第2節 初動期

2-4 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。(行政管理部)

2-5 その他必要な施策の実施

市は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。(生活環境部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3節 対応期

第3節 対応期

【目的】

準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(生活環境部)

3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。(健康福祉部、子ども家庭部)

3-1-3 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、高齢者、しょうがいしゃ等の要配慮者等が必要に応じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉部)

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。(教育部)

3-1-5 サービス水準に係る市民への周知

市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が 相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得る

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3節 対応期

よう努める。(各部)

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。(生活環境部)
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活環境部)
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(生活環境部)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(生活環境部)

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(行政管理部)
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(行政管理部、健康福祉部)
- ③ 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣区市町村に対して、広域火葬の応援・協力を行う。(行政管理部)
- ④ 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3節 対応期

また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(行政管理部、健康福祉部)

- ⑤ 市は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(行政管理部、健康福祉部)
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(行政管理部)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への周知等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。(生活環境部)

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(生活環境部)

3-2-3 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

① ごみ収集・処理事業

一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるために必要な措置。(生活環境部)

② 水道事業

施設を適正に稼働させて機能を維持するために必要な措置。市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。(行政管理部、健康福祉部、都市整備部)

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第3節 対応期

3-2-4 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(各部)
- ② 市は、国又は都から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。(各部)

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市の危機管理体制

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市の危機管理体制

1 市対策本部等の概要

政府対策本部長により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときには、直ちに特措法及び国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例に基づき市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

なお、準備期には、庁内連絡会において、全庁的な新型インフルエンザ等の会議を開催し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。初動期には、副市長が部長相当職によって構成される国立市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、情報の共有を図るとともに、市として初動対応を行う。さらに、対応期には、緊急事態宣言が行われる前であっても、必要に応じて、市対策本部に準じた任意の市対策本部を設置する。

(1) 市対策本部

① 組織

本部長 市長

副本部長 副市長、まちづくり政策監、教育長

本部員 全部長相当職にある者

国、都職員、立川消防署長又はその指名する消防吏員、有識者、関係機関（必要に応じて参加要請）

② 会議

本部長は、必要に応じて市対策本部の会議を招集する。

(2) 対策会議

① 組織

議長 副市長

副議長 行政管理部長、健康福祉部長

委員 全部長相当職にある者

② 会議

議長は、必要に応じて対策会議を招集する。

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市の危機管理体制

(3) 庁内連絡会

① 組織

会長	健康福祉部長
副会長	委員の中から会長が指名する者
委員	秘書広報担当課長、防災安全課長、福祉総務課長、しょうがいしゃ支援課長、高齢者支援課長、保険年金課長、健康まちづくり戦略室長、保育幼児教育推進課長、子育て支援課長、ごみ減量課長、まちの振興課長、道路交通課長、都市農業振興担当課長、教育総務課長、教育指導支援課長

② 会議

会長は、必要に応じて庁内連絡会を招集する。

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第1章 市の危機管理体制

2 各部の主な役割

部署名	主な役割
政策経営部	・報道機関への対応に関する事 ・広報など情報提供、集約に関する事 ・情報の収集、伝達及び処理に関する事 ・市主催行事の自粛に関する事
行政管理部	・対策本部の設置・運営に関する事 ・対策会議の設置・運営に関する事 ・国・都・他の自治体との連携に関する事 ・市職員の感染予防・サービス・罹患状況に関する事 ・市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 ・市民からの相談体制・相談窓口に関する事 ・火葬、埋葬の許可、整備に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事 ・公用車の使用に関する事
健康福祉部	・対策本部の設置・運営に関する事 ・対策会議の設置・運営に関する事 ・庁内連絡会の運営に関する事 ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 ・予防接種（特定接種、住民接種）に関する事 ・市民からの相談体制・相談窓口に関する事 ・市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整に関する事 ・在宅の高齢者・しょうがいしゃなど要援護者の支援に関する事 ・感染防護服、医薬品等の確保に関する事
子ども家庭部	・保育園、幼稚園等における感染予防に関する事 ・保育園、幼稚園等における感染状況の把握に関する事 ・保育園等の休園措置に関する事
生活環境部	・ごみの収集及び処理に関する事 ・集会所等のコミュニティ施設の閉館等に関する事 ・商工関係団体等への情報提供及び連携に関する事

都市整備部	・公共交通機関への情報提供に関する事 ・コミュニティバスの運行中止等に関する事 ・自転車駐車場等の使用に関する事 ・下水道の維持に関する事
教育部	・市内小・中学校の感染予防に関する事 ・市内小・中学校の感染状況の把握に関する事 ・市内小・中学校の休校措置に関する事
議会事務局	・市議会との連絡調整に関する事
オンブズマン事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 会計課	・他部署の応援に関する事

第2章 市政機能の維持

1 新型インフルエンザ等発生時における業務区分の考え方

市が行う業務について、新型インフルエンザ等の発生に伴い新たに発生する業務を「新たに発生する業務（A）」とし、通常業務を業務の優先度により「継続する業務（B）」、「縮小する業務（C）」、「休止する業務（D）」に区分する。業務継続の優先度に応じた職員体制を構築することで、市役所機能の維持を図るものである。

なお、各業務の実施にあたっては、新型インフルエンザ等の感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行うものとする。

新たに発生する業務（A）

- ① 感染拡大防止に係る業務
- ② 危機管理体制上必要となる業務

継続する業務（B）

- ① 市民の生命及び健康を守るための業務
- ② 市民生活の維持に係る業務
- ③ 休止すると重大な法令違反となる業務
- ④ 市役所業務を維持するための基盤業務

縮小する業務（C）

- ① 休止できないが縮小できる業務
- ② 対面業務を工夫して実施する業務

休止する業務（D）

- ① 多数の人が集まる業務
- ② 人が集まる機会や対面する機会を減らすことで感染拡大を防止するため、休止することが望ましい業務
- ③ その他、緊急性を要しない業務
- ④ 実施時期を延期できるような業務や、休止しても市民の生命、健康及び生活に影響が少ない業務

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制
第2章 市政機能の維持

〈業務区分の考え方〉

区 分		考 え 方	主 な 業 務 例	
職員数 100 %	A 新 た に 発 生 す る 業 務	・ 感 染 拡 大 防 止 に 係 る 業 務 ・ 危 機 管 理 体 制 上 必 要 と な る 業 務	・ 情 報 提 供 、 保 健 医 療 対 策 ・ 対 策 本 部 体 制 業 務	
	通 常 業 務	B 継 続 す る 業 務	・ 市 民 の 生 命 及 び 健 康 を 守 る た め の 業 務 ・ 市 民 生 活 の 維 持 に 係 る 業 務 ・ 休 止 す る と 重 大 な 法 令 違 反 と な る 業 務 ・ 市 役 所 業 務 を 維 持 す る た め の 基 盤 業 務	・ 消 防 対 策 、 介 護 支 援 ・ 戸 籍 事 務 、 ご む の 収 集 ・ 選 挙 事 務 、 法 定 検 査 ・ 情 報 シ ス テ ム の 維 持
		C 縮 小 す る 業 務	・ 休 止 で き な い が 縮 小 で き る 業 務 ・ 対 面 業 務 を 工 夫 し て 実 施 す る 業 務	・ 内 部 管 理 事 務 、 道 路 等 の 管 理 ・ 窓 口 相 談 、 申 請 受 付
		D 休 止 す る 業 務	・ 多 数 の 人 が 集 ま る 業 務 ・ そ の 他 、 緊 急 性 を 要 し な い 業 務	・ 文 化 施 設 使 用 、 イ ベ ン ト 等 の 開 催 ・ 各 種 計 画 策 定 業 務 、 調 査 事 務
			職員数 60 %	

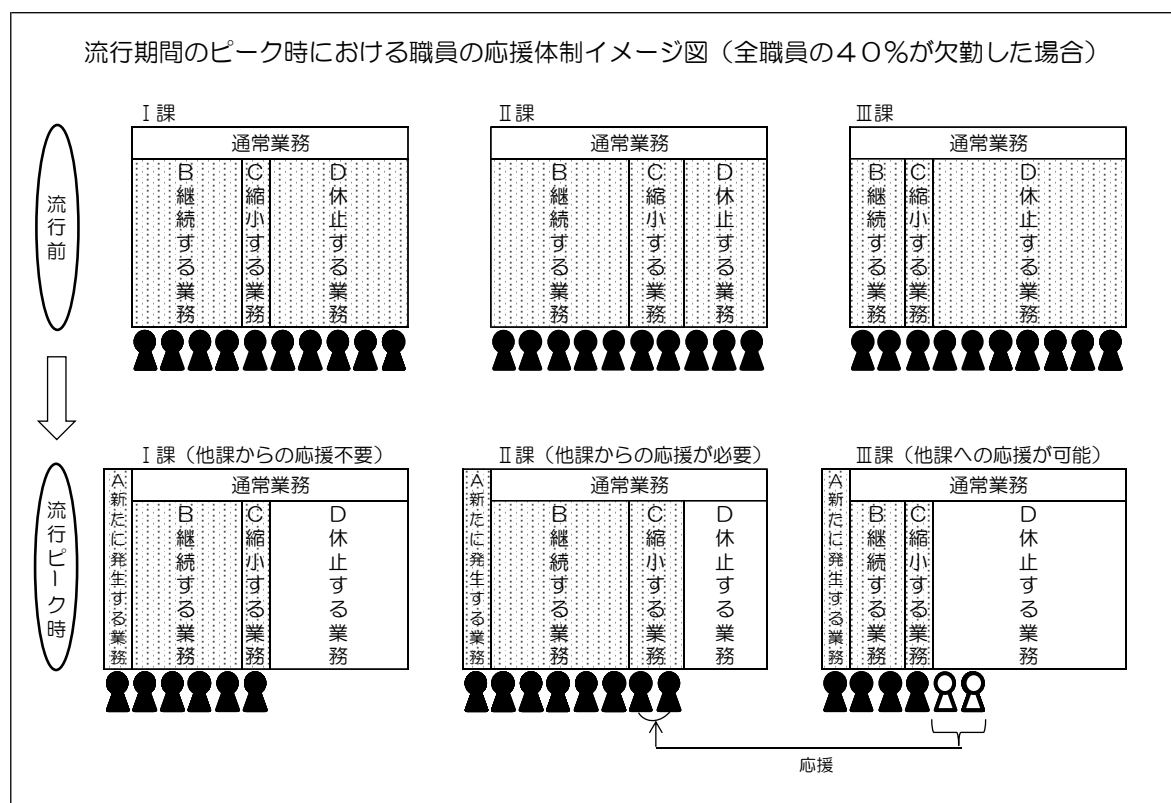
第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

第2章 市政機能の維持

2 各部署の人員配置と応援体制

各部署（対策部）は、本行動計画及び業務継続計画に基づき、継続する通常業務と新型インフルエンザ等対策にあたって新たに発生する業務を実施するが、職員の欠勤状況によっては、その業務の実施が困難となることも想定される。

その場合、まず各対策部内で調整し、対応するが、調整が困難となることも想定される。対策部内での調整が困難な場合は、行政管理部が各部署の職員の出勤状況を把握するとともに、他の対策部の応援に当たる部署（オンブズマン事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）に対し職員の応援を要請する。また、行政管理部は、職員の出勤状況に応じて、各対策部間における職員の動員調整を実施する。



用語集

用 語	内 容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
インフォデミック	ソーシャルメディアなどを通じて、不確かな情報と正確な情報が急激に拡散される状況
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含 む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命 及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資 並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示

緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置区市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置区市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び区市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7（2025）年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物資、放射性物資、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が

	損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフル

	エンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
リテラシー	医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。

I C T	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやA I等が含まれる。
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ